



## (参考) バリアフリー情報の公表制度

兵庫県では、既存施設も含めた施設全体のバリアフリー化を促進するため、また、障害者等が施設利用に際して事前に情報を入手できるようにするため、福祉のまちづくり条例により、下表の施設を対象に、バリアフリー化の状況に関する情報を、原則としてインターネットで公表することを義務づけています。

### <対象施設> ※下線部はR4.4改正の反映箇所

	用途	規模
1	(1) 展示場 (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (3) 遊技場 (4) 公衆浴場 (5) 飲食店 (6) 理髪店その他これらに類するサービス業を営む店舗 (7) クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計 10,000 m <sup>2</sup> 以上の規模 (2以上の用途が存する建築物を含む)
2	(8) 病院又は診療所 (9) 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂 (10) 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設（一般公共の用に供されるものに限る） (11) 博物館、美術館又は図書館 (12) 銀行、質屋その他これに類するサービス業を営む店舗 (13) 地下街等	床面積の合計 2,000 m <sup>2</sup> 以上の規模 (2以上の用途が存する建築物を含む)
3	(14) ホテル又は旅館	客室合計 50 室以上又は床面積の合計 1,000 m <sup>2</sup> 以上の規模
4	(15) 保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署 (16) 公共の交通機関の施設（鉄道駅舎、車両の停車場、船舶・航空機の発着場等）	全ての規模

### <公表内容> ※下線部はR4.4改正の反映箇所

- (1) 出入口の戸の形式
- (2) エレベーターの有無・整備状況
- (3) 車椅子使用者、オストメイトが利用可能なトイレの有無
- (4) 授乳所、ベビーチェア、おむつ交換台の整備状況
- (5) 車椅子使用者利用客室・音声案内付客室の有無、ユニバーサルデザインに配慮した一般客室の数（ホテル、旅館のみ）
- (6) 敷地内通路上のスロープ設置、誘導設備の有無
- (7) 車椅子使用者利用駐車施設の有無
- (8) 案内所の有無、案内板の有無・点字、音声対応等の状況
- (9) 車椅子使用者スペース・集団補聴設備の有無（劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂のみ）
- (10) その他知事が必要と認める事項（現在ありません）

### <表示方法>

- ・ピクトグラムを用いるなど、高齢者等に分かりやすく表示
- ・設備が整備されていない場合は、その旨を表示

### <公開方法>

原則としてインターネットを利用（困難な場合は、パンフレット等に記載）